

従業員の皆様へ

2017年5月、市町村から「住民税特別徴収税額通知書」が当院に送られてきました。そこには従業員のマイナンバーが記載されています。この通知書には住民税の納付額が記載されており、市町村から毎年送られてくる書類ですが、国の指示（総務省令）によって今年度分から従業員のマイナンバーが記載されるようになりました。

当院をはじめ事業者は、住民税の給与天引きにマイナンバーを必要としていません。無用なマイナンバーを従業員の同意もなく勝手に記載し送ってくることは、従業員に対するプライバシー侵害に他なりません。また、当院にとってもマイナンバーの管理実務を強要されていることとなります。

これまで当院は、従業員のプライバシー保護を第一に考え、マイナンバーの提供を強要していません。従業員の理解や同意もなくマイナンバーを保管することは、プライバシー侵害につながるものと考えます。

そこで当院では、「住民税特別徴収税額通知書」に記載されている従業員のマイナンバーを黒塗りするなど、判読不可能な状態にして保管します。

なお、この対応によって従業員や当院に罰則や不利益は生じませんし、住民税の納付事務に支障を来すこともありません。

どうかご理解のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

2017年●月●日

院長